

食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値に関する改正の新旧対照表

改正名称	現行名称	説明																								
食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値	食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値	放射性物質及び放射能汚染をできる限り減少させるべきとの目的を考慮し、安全の二文字を削除する。																								
改正条文	現行条文	説明																								
第1条 本基準は食品安全衛生管理法第15条第2項に基づき規定する。	第1条 本基準は食品衛生管理法第15条第2項に基づき規定する。	法的根拠を改正する。																								
第2条 食品中の放射性物質及び放射能汚染の限度量は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="224 758 772 1204"> <thead> <tr> <th>放射性核種 \ 食品の種類</th> <th>I131</th> <th>Cs134+Cs137</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳及び乳製品</td> <td>55 Bq/kg</td> <td>50 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ベビーフード</td> <td>55 Bq/kg</td> <td>50 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>飲料及び飲料水</td> <td>100 Bq/kg</td> <td>10 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>その他食品 (1) (2)</td> <td>100 Bq/kg</td> <td>100 Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> 注：本基準は、原子力又は放射能による汚染が発生した可能性がある時に適用される。突発事件及び悪意的な行動を含む。	放射性核種 \ 食品の種類	I131	Cs134+Cs137	乳及び乳製品	55 Bq/kg	50 Bq/kg	ベビーフード	55 Bq/kg	50 Bq/kg	飲料及び飲料水	100 Bq/kg	10 Bq/kg	その他食品 (1) (2)	100 Bq/kg	100 Bq/kg	第2条 食品中の放射性物質及び放射能汚染の安全許容量は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="806 758 1355 1013"> <thead> <tr> <th>食品の種類 \ 放射性核種</th> <th>乳製品及びベビーフード</th> <th>その他食品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I131</td> <td>55 Bq/kg</td> <td>300 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>Cs134+Cs137</td> <td>370 Bq/kg</td> <td>370 Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	食品の種類 \ 放射性核種	乳製品及びベビーフード	その他食品	I131	55 Bq/kg	300 Bq/kg	Cs134+Cs137	370 Bq/kg	370 Bq/kg	<ol style="list-style-type: none"> 「安全許容量」の文字を「限量」に改正する。 本条リストのタイトルを改正する。 「乳製品」の意味を明確にするため、名称を「乳及び乳製品」に変更する。 「乳及び乳製品」及び「ベビーフード」の「Cs134+Cs137」の限量を改正する。 「その他食品」の「I131」及び「Cs134+Cs137」の限量を改正する。 「飲料及び飲料水」のカテゴリを追加し、「I131」及び「Cs134+Cs137」の限量を設定する。 「注」を新設し、本基準の適用時期を説明する。 「その他食品」カテゴリについては、新
放射性核種 \ 食品の種類	I131	Cs134+Cs137																								
乳及び乳製品	55 Bq/kg	50 Bq/kg																								
ベビーフード	55 Bq/kg	50 Bq/kg																								
飲料及び飲料水	100 Bq/kg	10 Bq/kg																								
その他食品 (1) (2)	100 Bq/kg	100 Bq/kg																								
食品の種類 \ 放射性核種	乳製品及びベビーフード	その他食品																								
I131	55 Bq/kg	300 Bq/kg																								
Cs134+Cs137	370 Bq/kg	370 Bq/kg																								

<p>(1) 乾燥及び濃縮されたもの等、水で戻してから食用に供する原料（例：きのこ、海藻類、魚介類及び野菜）は、水で戻した後、食用に供する状態で「その他食品」の限量を適用する；但し、海苔、小さな干し魚、スルメ、干しブドウ等の乾燥した状態で食用に供するものは、直接「その他食品」の限量を適用する。</p> <p>(2) 茶葉は飲用の状態（抽出し茶湯とした後）で「飲料及び飲料水」の限量を適用する。</p>		<p>設する注記(1)(2)の説明のとおり。</p>
<p>第3条 本基準は発効日より施行する。</p>	<p>第3条 本基準は発効日より施行する。</p>	<p>修正なし。</p>